

農林水産物等輸出促進支援事業のうち 農林水産物等輸出促進対策

【600,000(600,000)千円】

対策のポイント

貿易実務経験や専門的知見を有する者（輸出プロモーター）の活用、海外における農林水産物・食品の広告宣伝等を総合的に支援することにより、明確な目標を設定した農林漁業者等による戦略的な輸出の取組を促進します。

<平成19年度における事業の実施例>

- ①地域の特産品を詰め合わせて地域名を冠したパック商品を台湾、香港、ロシア、シンガポールへ輸出
- ②海外バイヤーの意見を踏まえて開発した商品の台湾、香港への輸出

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 輸出プロモーターの活用

豊かな経験と知見を有する輸出プロモーターを活用し、事業実施主体の輸出の取組を強力に推進するとともに、その実務を通じて事業実施主体で輸出を推進していく人材を育成する。

2. 海外輸出環境調査

事業実施主体が取り扱う製品について、海外の流通業界を中心とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等を調査する。

3. 産地PR・ほ場視察

輸出国のバイヤーを輸出産地に招へいし、産地の食文化、気候風土、作物の栽培方法、栽培状況等をPRする。また、栽培農家等と直接商談する機会を設け共通の商品開発を通じ、取扱量や品目の増加を図る。

4. ブランド認証

産地での生産、加工、出荷等に係る統一的な基準を作るとともに、その基準を満たした製品についてブランド認証することにより、輸出相手国産品との差別化・高付加価値化を図る。

5. 物流技術実証

輸出を安定的に行う上で必要な品質保持やコスト削減を実現するための物流システムの構築を図る。

6. 海外輸出環境整備

海外の関係団体等に対し、取扱製品を使用した日本食等のプロモーションや試食等を通じて、海外での販売促進の協力を得る。

また、輸出先国の植物検疫条件等に適合した生産地域の環境整備等により、輸

出の定着化を図る。

7. 海外販売促進活動

海外の百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動等により、取扱製品の販売量の拡大を図る。

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成18年度から平成21年度まで

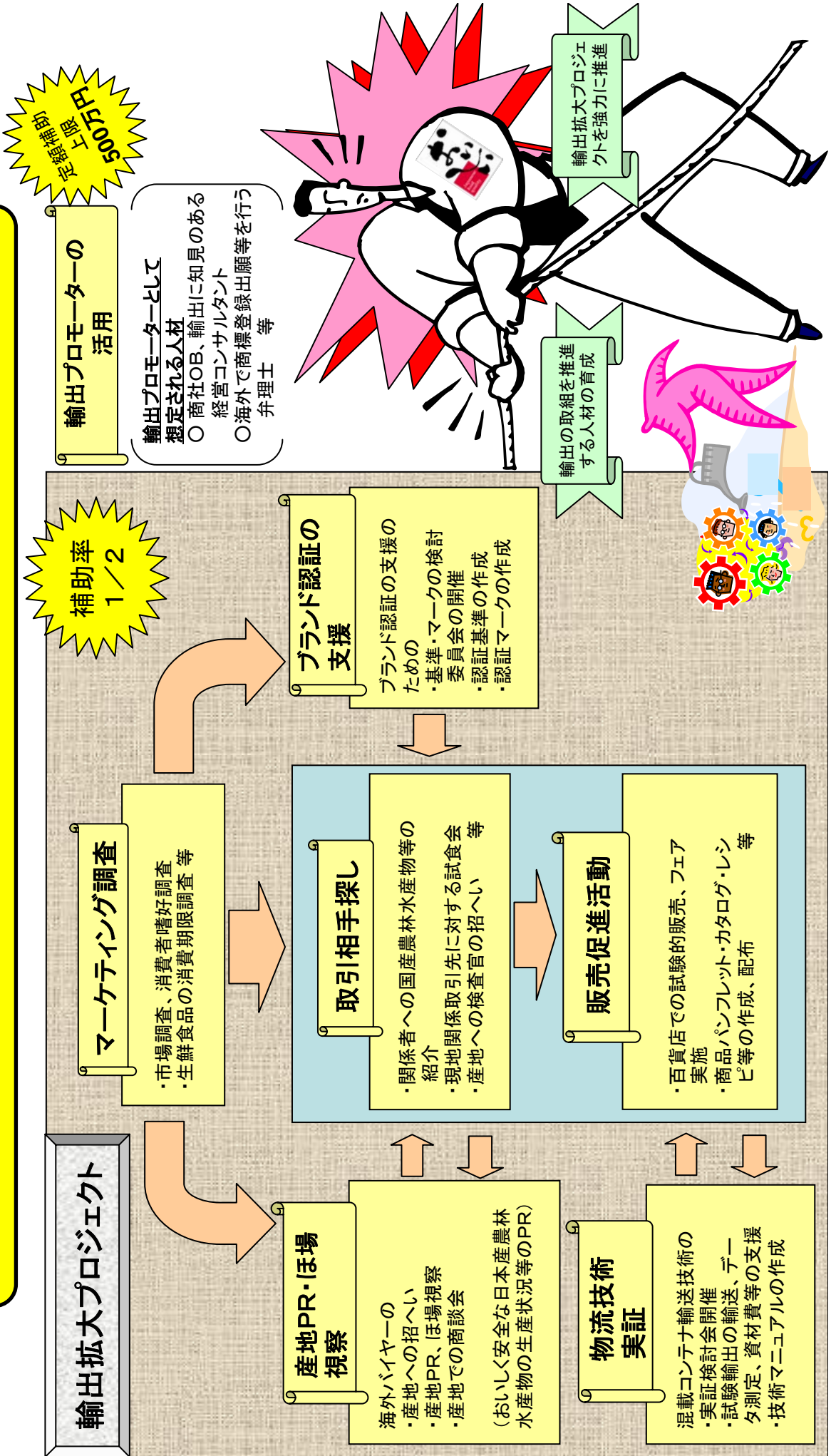
<補助率>

定額（<内容>の1.）、1/2（<内容>の2. から7. まで）

〔担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 電話 03-3502-3408〕

農林水産物等輸出促進対策

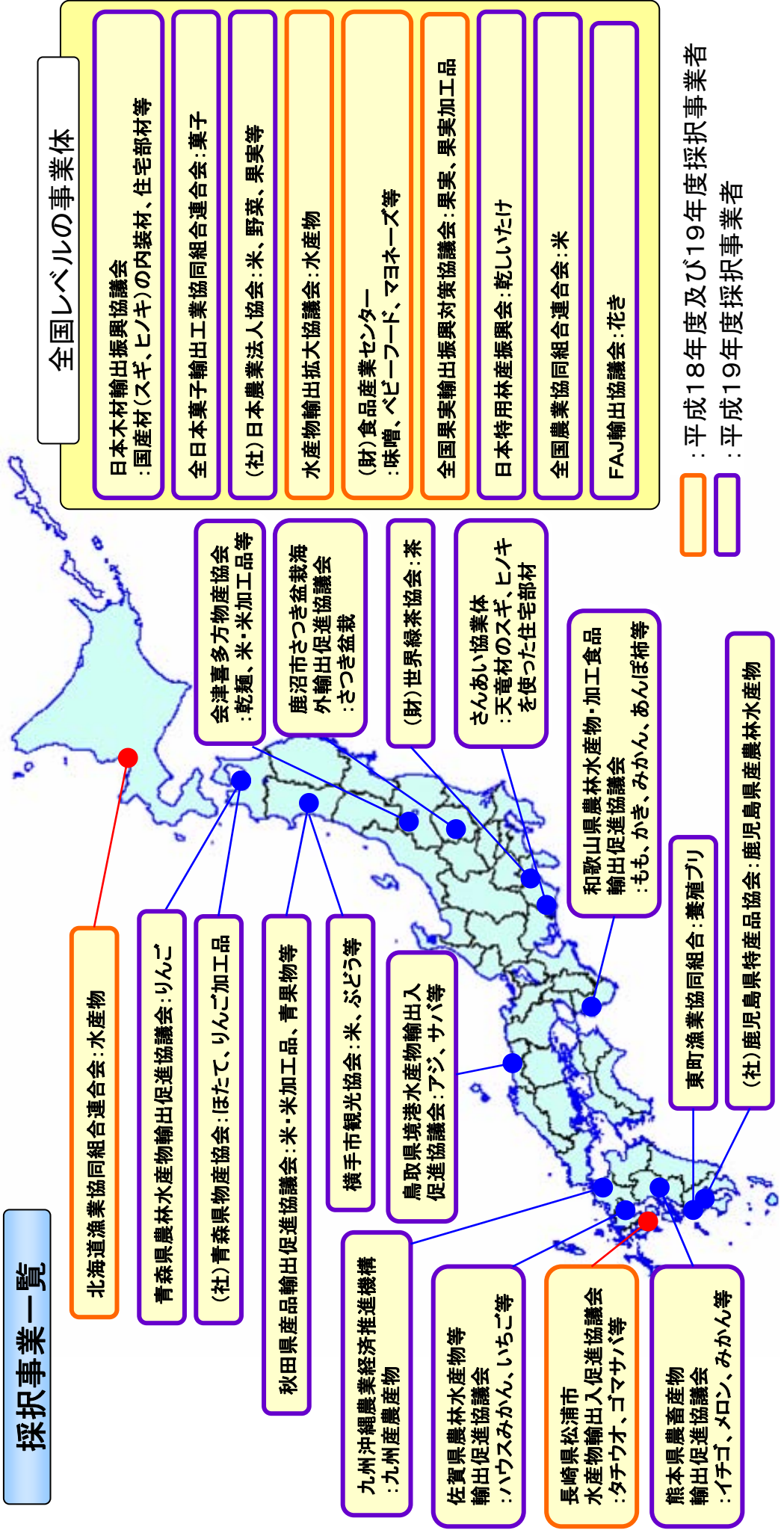
- 明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の取組に対する総合的な支援を実施
- 輸出ビジネスモデル戦略(みなぎる輸出活カ誘発事業により策定された、個々の先進的な取組に係る戦略)に沿った取組については優先採択



農林水産物等輸出促進対策

- 今後輸出拡大が期待される品目について、輸出額の明確な目標を設定し、戦略的に取り組むとする事業体（※個人や単独の民間企業を除く）の輸出拡大プロジェクトを支援。（補助率1/2）
 ※例えば、海外の輸出環境調査（海外市場調査、消費動向調査等）、輸出国バイヤーの産地招へい、輸出産品のブランド化（ブランド認証のための基準づくり）、品質保持やコスト削減を実現する輸出物流システム構築、海外販売促進活動といった輸出拡大のためのプロジェクトを支援。
- 平成19年度は、26事業を採択。地域を中心とした協議会形式の取組が多いことが特徴。

採択事業一覧



 : 平成18年度及び19年度採択事業者
 : 平成19年度採択事業者